

2教総広要第106号の3
令和3年6月16日

一般社団法人東京都小学校PTA協議会 御中

東京都教育庁総務部広報統計課長
徳田哲吉

「令和3年度 東京都小学校教育振興に関する要望書」に対する回答について

貴団体から令和2年12月25日付けで提出された標記要望等について、別紙のとおり回答します。

【令和3年度 東京都小学校教育振興に関する要望書】

I ICTを活用した学習について

1) 学校でICTを活用した学びの環境の整備

(要望)

①学校内の通信環境整備の速やかな推進、ならびにタブレットなど児童が使用するIT機器の十分な確保・早期完了を着実なものとする指導

(回答)

都は、国の「GIGA スクール構想」の加速化に対し、区市町村教育委員会が早期にデジタル環境を整備できるよう、校内通信ネットワークや端末導入時の支援員に対する補助を実施しています。

(所管 総務部教育政策課)

(要望)

②ICT教育を授業に活用するための教員へのスキルアップ研修の充実、ならびに専門性をもった支援要員とサポートスタッフの増員

(回答 研修の充実について)

都教職員研修センターでは、児童・生徒の一人一台端末の配備を見据えて、都内公立学校の教員を対象に学校の実情等を踏まえた「ICT活用・オンライン学習」研修を実施します。

(所管 教職員研修センター)

(回答 支援要員とサポートスタッフの増員について)

都は、国の「GIGA スクール構想」の加速化に対し、区市町村教育委員会が早期にデジタル環境を整備できるよう、校内通信ネットワークや端末導入時の支援員に対する補助を実施しています。

また、学校においてデジタル技術の利活用を推進するため、令和3年度は引き続き支援員の配置を支援するとともに教員のデジタル活用の総合的な能力を高める研修を実施予定です。

(所管 総務部教育政策課)

(要望)

③ネット犯罪の予防対策、ネットリテラシー教育の徹底

(回答 研修の充実の充実について)

都教育委員会では、ネット犯罪の予防対策及びネットリテラシー教育の徹底ため、学校や家庭におけるルール作りへの啓発を行う「SNS 東京ルール」の取組を行っています。また、「SNS 東京ノート」は学校や家庭での話し合いを活性化するため作成した教材で、本年度の改訂では、タブレット・パソコンの活用とキャッシュレス決済についての項目を追加しました。さらに、「親子スマホ教室」では、都内公立小学校に専門家を派遣し、情報モラル・リテラシーに関する訪問講座を実施し、児童への適切な指導及び保護者への啓発を行っています。今後も引き続き、「SNS 東京ルール」の取組に基づき、児童の話し合いを通じた SNS 学校ルールの見直しを促進させるとともに、情報モラル啓発用動画教材等の作成により、各学校が組織的に情報モラル教育の充実を図ることができるよう取り組んでまいります。

(所管 指導部指導企画課)

2) 家庭でICTを活用した学びの環境の整備

(要望)

①通信環境がない児童への機器・IT端末の貸し出し及び場所の提供・確保

(回答)

国の「GIGA スクール構想」の前倒しにより、都内公立小中学校における1人1台端末と通信環境整備が令和2年度中にほぼ完了している状況も踏まえ、休業中など緊急時において家庭でオンライン学習を行うことが難しい子供に対しては学校を開放するなど、必要な対応を検討していきます。

また、家庭の通信環境整備はオンライン診療や行政手続きのオンライン化など社会全体のデジタルトランスフォーメーションに不可欠であることから、社会インフラとして整備するよう国に要望しています。

なお、被保護世帯に対しては、生活保護制度において通信費相当が実費給付されています。

(所管 総務部教育政策課)

(要望)

②リアルタイムでの双方向授業の推進、学校HPの充実【学習動画配信、課題のダウンロード等】

(回答)

都教育委員会では、オンライン学習の推進のため、令和2年の8月に、教員向け研修を実施しました。

また、それぞれの区市町村において、オンライン学習や教室内における一人1台の学習者用端末を生かした学習活動を行うため、令和3年2月に、学習支援クラウドの活用を啓発するリーフレットを作成してきました。

引き続き、区市町村教育委員会において、学習支援クラウドを通じ、リアルタイムでの双方向授業を含めたオンライン学習を推進することを啓発してまいります。

(所管 指導部指導企画課)

(要望)

③ICTを活用したより良い家庭学習方法の検討・実践

(回答)

都教育委員会では、オンライン学習において、子供が教師に質問することができるなど、学習支援クラウドの中で個別に連絡を取ることができるよう、令和3年2月に教師向けチェックリストを作成して配布しています。

引き続き、区市町村教育委員会において、学習支援クラウドの環境を整備し、家庭学習を含めたオンライン学習を推進することを啓発してまいります。

(所管 指導部指導企画課)

II 「新しい日常」における安心安全な生活のために

1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための施策

(要望)

都教委が都立校に示した感染症対策のガイドライン通りに、設備面の施策、必要な備品を児童数に比例して配置する等、都教委の各区市町村への主導は欠かせないものです。

放課後の子供の居場所である学童保育においても同様に感染防止策のご検討をお願いいたします。

なお、感染防止のため教職員の負担が増えることにより、本来の教育活動に支障が出

ることなく、教員の働き方改革が後戻りすることのないよう、人員の確保をご検討ください。

(回答 各区市町村への主導について)

都教育委員会では、都立学校向けに新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドラインを作成し、区市町村教育委員会にも周知しています。

都教育委員会としては、引き続き、地域や学校の感染状況に応じて、適切に対応していきます。

(所管 総務部教育政策課、地域教育支援部義務教育課)

(回答 学童保育について)

学童保育を所管する福祉保健局に対して、本件要望について情報提供しました。

(所管 総務部広報統計課)

(回答 人員の確保について)

教職員定数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づく都の教職員定数配当基準により、適切に算定しています。

なお、都教育委員会では、令和元年度から、小・中学校において、負担の大きい校務を担う教員の授業持ち時数を軽減するモデル事業を実施しています。また、家庭学習に必要な教材の準備や校内の消毒作業など、新型コロナウイルス感染症対策により増加する業務への対応も含め、教員の負担軽減のため、スクール・サポート・スタッフの配置を推進しています。

(所管 人事部人事計画課)

2) 心身共に健やかな子供の健全育成

(要望)

①東京都任用のスクールカウンセラーの常時配置について

(回答)

小学校におけるスクールカウンセラーについては、平成25年度から全校に配置して、いじめ、不登校をはじめとする問題行動等の対応に成果を上げています。

平成20年度からスクールカウンセラー配置事業に関する国の補助率が2分の1から3分の1になり、都の負担が増加する中で、平成28年度は、スクールカウンセラーの配置日数をこれまでの35日から38日に拡充し学校教育相談体制の更なる充実を図った

ところです。

さらに、令和2年度から、区市町村それぞれの実態やニーズに基づいた支援の一層の充実を図るため、一定の条件に基づき、区市町村教育委員会が選出した小・中学校（172校）において、スクールカウンセラーの配置を拡充しました。

今後も国の動向を踏まえながら、本事業の実施を検討していきます。なお、配置拡大のために都は、国に対して補助率の引き上げを要望します。

(所管 指導部指導企画課)

(要望)

②いじめや差別、人権への配慮のための道徳授業の実施

(回答)

都教育委員会では、思いやりの心や規範意識、生命を尊重する態度といった道徳性を育む道徳教育を推進しており、「東京都道徳教育推進モデル校事業」では、いじめにつながる事態を未然に防ぐためのカリキュラム等の開発に取り組み、その成果を動画配信により周知を図るとともに、リーフレットにまとめ全教員に配布しています。また、都独自の道徳教育教材集を改訂し、都内全公立小学校の児童に配布するとともに、学校・家庭での活用を推進しています。今後も引き続き、道徳授業の核となる、実践力のある教員を養成していくとともに、各学校が組織的に道徳教育の充実を図ることができるよう支援していきます。

(所管 指導部義務教育指導課)

(要望)

③不登校児童などへの学習面、精神面での相談窓口と受け皿の充実

(回答)

都教育委員会は、不登校児童・生徒への支援に関わる教職員や保護者等が、その支援の在り方等を正しく理解し、個に応じた適切な支援を行うことができるようにするため、令和3年1月に、教職員及び保護者向けの冊子「未来を創る子どもたちの自立に向けて～不登校の子供たちへの支援のポイント」を作成し、都内公立小・中学校及び教育支援センター等に配布しました。

また、不登校児童・生徒への多様な教育の機会の確保及び受け皿の充実に向けた取組として、令和2年度から開始した「教育支援センター機能強化補助事業」により、区市

町村教育委員会が設置する教育支援センターの取組を支援していくとともに、引き続き区市町村教育委員会に分教室型不登校特例校の設置を呼び掛け、設置を検討している地区を支援するなどして、不登校児童・生徒への支援を充実させていきます。

(所管 指導部指導企画課)

(要望)

④家庭内でDV・性犯罪被害を受けている児童の早期発見体制づくり

(回答)

都教育委員会は、学校において児童虐待への対応が適切に行われるよう、虐待の早期発見に向けたチェックリストや、虐待に対応するために開発した教員研修セットを活用し、学校の対応力の向上を図っています。今後も、児童虐待の早期発見、通告、関係諸機関との継続的な連携が適切に行えるよう、区市町村教育委員会と連携を図るとともに様々な研修の機会を通して各学校を指導していきます。

(所管 指導部指導企画課)

(要望)

⑤学校行事を中止や縮小した場合の代替活動や機会創出

(回答)

都教育委員会では、令和2年12月に、学校行事を含め、様々な教育活動を行うための工夫や配慮事項をまとめた「学校の『新しい日常』に対応した教育活動の実施に向けて」を作成・配布し、区市町村教育委員会に対して、学校における取組の参考として活用するよう依頼しています。また、令和2年10月には、文部科学省通知「修学旅行等の実施に向けた最大限の配慮について」を区市町村教育委員会へ送付し、修学旅行等の教育的意義や児童・生徒の心情等を考慮し、実施方法の適切な変更等について検討するなどの配慮を依頼しています。今後も、区市町村教育委員会と連携し、学校行事の実施に関する情報を発信し、区市町村立学校を支援してまいります。

(所管 指導部義務教育指導課)

Ⅲ 東京都の小学校教育における様々な課題解決に向けて

1) 継続的に要望する項目について

(要望)

①教職員の労働環境・待遇の改善ならびに正規職員の増員に一層の尽力を

(回答)

都教育委員会は、学校における働き方改革推進プラン等に基づき、ICT活用による業務改善や外部人材の活用等、多様な取組を推進しています。

令和3年度においては、副校長の業務を補佐する非常勤職員を配置する学校マネジメント強化モデル事業の継続実施や、教員の授業準備を補助する従来のスクール・サポート・スタッフの拡充に加え、授業や休み時間に児童に対しきめ細かなサポートを行う学校生活支援型スクール・サポート・スタッフの配置支援を新たにモデル実施するなど、教員の働き方改革に資する取組を一層推進していきます。

なお、教職員定数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づく都の教職員定数配当基準により、適切に算定しています。

(所管 総務部教育政策課、人事部人事計画課)

(要望)

②専科科目教員の増員・配置推進

(回答 専科科目教員の増員・配置推進について)

教職員定数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づく都の教職員定数配当基準により、適切に算定しています。

都教育委員会では、英語指導の専門性の確保や新学習指導要領の実施に伴う教員の負担増加に対応するため、22学級以上の大規模な学校に英語の専科指導教員を配置し、それ以外の学校には必要な講師時数を措置しています。

なお、都教育委員会は、国に対し、小学校における専科指導のための教員加配など、教職員定数を一層充実することを要望しています。

(所管 人事部人事計画課)

(回答 英語教育の指導内容の充実について)

研修の実施や、都独自のDVD資料の活用を促進するなどの取組により、教員の英語の指導力の向上を図っていきます。

(所管 指導部義務教育指導課)

(要望)

③教育支援要員【スクールサポートスタッフ】配置の更なる推進

(回答)

都教育委員会では、学校に教員の業務を補助する非常勤職員を配置する「スクール・サポート・スタッフ配置支援事業」について、教員の業務負担を軽減し、子供たちと向き合う時間を確保するため、引き続き必要とする学校へのスクール・サポート・スタッフの配置が進むよう、取り組んでいきます。

(所管 人事部人事計画課)

(要望)

④特別支援教育への支援の充実、更なる理解・認知のための情報発信

(回答)

都教育委員会は、特別支援教室を導入した区市町村に対して、連絡調整等を行う特別支援教室専門員の配置や、児童・生徒に対する指導上の配慮について、巡回指導教員や在籍学級担任等に助言を行う臨床発達心理士等の巡回により指導体制の整備をしています。

また、区市町村教育委員会就学担当者説明会等で、保護者への就学や特別支援教育に関する説明の実施について指導・助言しています。

さらに、発達障害に対する理解の促進と、都教育委員会における発達障害教育に係る施策の推進のため、就学を控えた5歳児の保護者を対象としたパンフレットを作成・配布し、適切な就学と必要な指導・支援につなげるための理解を促進しています。

なお、区市町村教育委員会では、その実情に応じて、就学に関することや地域内の学校（通常の学級、特別支援教室、特別支援学級、特別支援学校）の教育内容等について、就学前の保護者へ説明を実施しています。

(所管 都立学校教育部特別支援教育課)

(要望)

⑤日本語を母国語としない児童・保護者に対する理解と支援

(回答)

日本語を母語としない児童・保護者に対する理解と支援を充実させるために、日本語

指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査を実施するとともに、日本語指導資料「東京の学校生活」を活用した事例の作成及び周知・啓発を行ってまいります。
(所管 指導部指導企画課)

(要望)

- ⑥通学路における安全確保と保護者をも啓発する交通安全教育
【推進 及び 各区市町村への働きかけ】

(回答 通学路における安全確保について)

通学路の安全を確保するためには、区市町村が定める通学路交通安全プログラムや国の登下校防犯プランに基づく定期的な合同点検と対策の実施、対策効果の把握及びそれを踏まえた対策の改善・充実を一連のPDCAサイクルとして実施し、関係機関との連携による継続的な取組として推進することが必要です。都においては、国の通知等を踏まえ、各地域において関係機関との連携による継続的な取組を推進するよう、区市町村教育委員会に対して周知しています。

(所管 地域教育支援部義務教育課)

(回答 交通安全教育について)

都教育委員会が毎年度全教員に配布している「安全教育プログラム」では、交通安全について「道路の歩行と横断及び交通機関の利用」や「自転車の安全な利用と点検・整備」等、各学校が必ず指導する基本的事項を示し、どの学校においても交通安全教育を推進するよう指導しています。

また、児童に安全な道路の歩行と横断、自転車の安全利用と点検整備、交通ルールの理解など安全に行動ができる判断力を育成するために都民安全推進本部等と連携し、「歩行者シミュレータ交通安全教室」や「自転車シミュレータ交通安全教室」等の取組の充実を図っています。

なお、保護者の意識付けに効果的な情報発信等については、児童への交通安全教育を推進する上で、家庭の協力が不可欠であることを踏まえて、学校公開等を活用して児童の交通安全教室へ保護者の参加を促し、学校と保護者とが協力して取り組む交通安全教育を引き続き推進してまいります。

(所管 指導部指導企画課)

(要望)

⑦学校が避難所となる場合の（感染症対策もふまえた）避難所運営ルールの整備と周知、及び水害を想定した避難所開設ガイドラインの周知

(回答)

避難所の管理運営については、区市町村が行うものとなっています。

(所管 総務部総務課)